

## 福山市立山南小学校いじめ防止基本方針【改訂】

### 【福山市いじめ防止基本方針における「3つの柱」】

児童一人一人が、自分の良さや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現をめざし、以下の3点を重点的に推進する。

#### 1 児童の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

##### （1）共感的人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりを推進する。

##### （2）自己存在感の感受

ありのままの自分を肯定的に捉え「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童が実感できる心を育む。

##### （3）自己決定の場の提供

児童が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を育む。

##### （4）安全・安心な風土の醸成

児童一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

#### 2 「いじめ防止委員会」の機能化

（1） 「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかどうか検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。

（2） 児童の「いつもとの違い・変化」や「相談・訴え（保護者等を含む。）」等を把握した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、その情報を「いじめ防止委員会」につなぎ、組織的かつ実効的な取組を推進する。

（3） 「いじめ防止委員会」における初動対応を機能させるために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

#### 3 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

（1） 「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童を徹底して守り通す。関係児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

（2） いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平時から教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

（3） いじめの重大事態の“疑い”が生じた段階で、「法」、「基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）に沿った対応を行う。

## 1 策定の目的

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿、ラインなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。このような中、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが重要である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組んでいかなければならない。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市いじめ防止基本方針」に基づき、福山市立山南小学校としての「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（出典 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日）

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」であり、加えて、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に認知し、早期に対応する等、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが

必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

### （１）いじめの未然防止

児童の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。

また、児童一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

### （２）児童の主体的な活動の推進

授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え、議論する活動や、自他の生命の尊厳を深く考え、かけがえない存在であることを自覚できる活動等を実施する。

また、絆を紡ぎ、互いの個性を認め、相手への尊敬と幸せを願う人間関係づくりに取り組むこと等、児童の主体的な活動を指導・支援する。

### （３）いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童の何気ない一言や表情、態度に潜む「ＳＯＳ」のサインといった、「いつもとの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

### （４）いじめ見逃しゼロ

児童のいつもと違う様子や人間関係の変化等、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、１人１台端末等を活用した「心の健康観察」、学期に１回以上の定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童が相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

### （５）いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに関係教職員で情報を共有するとともに、対象児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導することや、教育委員会に報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

### （６）家庭や地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び知恵の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめの事例について協議する機会を設けたり、いじめの事案について学校、家庭及び地域が連携したりする取組を推進する。

また、児童は、地域社会の中で生活していることから、地域住民が児童一人一人をしっかりと見守り、様子について気になることがあれば、すぐに連絡できるような学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

#### （7）関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所〔東部こども家庭センター〕、医療機関、法務局等）と連携する。

また、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、福山市教育委員会及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

### 4 学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### （1）教職員の基本姿勢

- ア 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ウ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

#### （2）具体的な取組

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。（授業、全校集会、学級活動、掲示物等）
- イ 道徳教育、人権教育の充実を通して、生命尊重を基底においた人を大切にする態度を養う。
- ウ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- オ 学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。
- カ 保護者との連携をとり、家庭でも、自分も友だちも大切にする、決まりを守る大切さ、携帯電話やインターネット等を使うときのルール等について子どもと一緒に考えてもらう。

- キ 児童会活動等、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。
- ク いじめの問題等について、児童が一人で悩むことがないように、「なんでも相談日」「いじめダイヤル24」など、児童が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- ケ いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修を実施する。
- コ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携を密に行う。
- サ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- シ 保護者が法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- ス インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- セ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

### （3）いじめの防止等に係る組織体制の確立

- ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、福山市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。
- イ いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として「**校内いじめ防止委員会**」を設置し、校務運営組織に位置付ける。

### （4）「いじめ防止委員会」の役割と取組

#### 【未然防止】

いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」や、いじめを生じさせない環境づくりのため、「いじめの未然防止教育」の充実を図り、児童が日常的に「相談しやすい環境づくり」を行う。

#### 【早期発見・早期対応】

- （ア） いじめの早期発見や「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担う。
- （イ） いじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の収集と記録の共有を行う。
- （ウ） いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み等）があった際には、他の業務に優先して緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象児童及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行う。
- （エ） 対象児童に対する支援及び関係児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】

- （ア） 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証及び修正等を行う。
- （イ） 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- （ウ） 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検

を行い、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図る。

#### （５）いじめ防止年間活動計画

| 月  | いじめ防止委員会                    | 職員会議・研修                     | 保護者連携                           | 全校の取組<br>学校行事等          | 児童会活動     |
|----|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----------|
| 4  | 方針確認、実施<br>計画策定<br>いじめ防止委員会 | 方針確認<br>職員研修                | 学校だより<br>いじめ防止基本方<br>針通知<br>参観日 | 始業式<br>入学式              |           |
| 5  | いじめ防止委員会                    |                             |                                 | 遠足<br>山南スポーツフェス<br>ティバル | 1年生を迎える会  |
| 6  | アンケート、面談<br>いじめ防止委員会        | いじめ防止アンケー<br>ト、面談後の情報交<br>流 | 参観日                             |                         |           |
| 7  | いじめ防止委員会                    |                             | 三者懇談                            | 防犯教室（SNS）<br>終業式        |           |
| 8  | 1学期の振り返り<br>いじめ防止委員会        | 職員研修                        |                                 | 始業式                     |           |
| 9  | いじめ防止委員会                    |                             | 道徳参観日                           | 社会見学                    |           |
| 10 | いじめ防止委員会                    |                             |                                 |                         |           |
| 11 | アンケート、面談<br>いじめ防止委員会        | いじめ防止アンケー<br>ト、面談後の情報交<br>流 |                                 | 山南フェスティバル               |           |
| 12 | 2学期の振り返り<br>いじめ防止委員会        |                             | 希望三者懇談                          | 終業式                     | オリエンテーリング |
| 1  | いじめ防止委員会                    |                             |                                 | 始業式<br>長縄大会             |           |
| 2  | アンケート、面談<br>いじめ防止委員会        | いじめ防止アンケー<br>ト、面談後の情報交<br>流 | 参観日                             |                         |           |
| 3  | いじめ防止委員会<br>1年間の振り返り        |                             |                                 | 卒業式<br>修了式              | 6年生を送る会   |

#### 5 重大事態発生時の対応

ア 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

イ 調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、いじめ防止委員会を開き、福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合、警察への相談・通報を行うこともあり得る。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 6 「福山市立山南小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

「福山市立山南小学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。